

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員会公表日	令和7年11月17日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和6年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
161	35	21	217

指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
負担金には様々なものがあるものは承知の上である。平成26年度の監査の結果でも、そこに配慮して、補助金類の性質のものは、という留保をつけている。措置状況には、様々なものがあるから一律に要綱を定めるべきこととしなかったところが、様々なものがあるから根拠規定が必要ないということにはならない。法律が定まっているように、根拠規定というものは様々なものがあることを前提として、一般的に共通することを規定するものである。そもそも、補助金等ガイドラインは、補助金等の見直しのために作られたものであって、根拠規定にないかわるものではない。規則レベルにおいて、補助金、負担金、交付金のすべてについて定めるべきことを定め、各々の負担金や交付金についても、交付要綱を作成するようにすべきである。もちろん、負担金や交付金については、法令や契約等に基づくものもあることから、そういったものについては、例外規定として、この例外規定は代替できない。根拠規定を考慮する過程において、負担金や交付金についての見直しも行うことができる。	指摘	交付金・負担金について、中核市の規定の整備状況を調査するとともに、市内にて根拠法令等の現状調査を実施した。これらの調査結果を踏まえ、令和7年度中にガイドラインを更新する予定である。	△	財政部	行財政改革課	95	H23	補助金に類似した性格でありながら、特段の定めがない交付金・負担金についても「岐阜市補助金等交付規則」に準じた定めを検討する必要がある。 交付金については「補助金等適正化法」の定めに基づき補助金と同様に「岐阜市補助金等交付規則」の規制対象に含めることも考えられる。現在も「岐阜市補助金等交付規則」第2条に規定する「その他相当の反対給付を受けない交付金」に該当するもの判断される場合は「岐阜市補助金等交付規則」の規制を受けないことになっているため、補助金と一体として規制対象とすることは可能であろう。仮に、性格が異なるために、補助金と一体として規制することが困難と判断される場合は、別の規程を設ける等の方法を検討することも必要であろう。 負担金については、交付金に比べ性格が種々に及び「岐阜市補助金等交付規則」において規制することは困難な面があると判断される。その場合には、負担金の内容により区分し、それぞれに応じた別々の規制となることも現実的な対応としては必要なことであろう。 いずれにしても、現在の規制する規程等が古い状態は早急に改善されるべきである。補助金に関する規程等の整備と同時に、バランスを取りながら交付金、負担金に関する関係規程等も一体で整備を行い、個別の判断・解釈によるだけで規制がない項目になりうるような状態は改善する必要がある(指摘)。	R3	様々な種類の負担金があることから、補助金等交付規則において、一律に要綱を定めるべきことを記載することは実施しなかった。なお、新たに、補助金の交付要綱において定めるべき事項を、補助金等ガイドラインに記載し、各補助金交付要綱においてその旨を記載するよう全庁へ通知した。
他の中核市が導入していないから、導入しないことが適切になるわけではない。措置状況にある「補助事業への影響を考慮する必要がある」というのは、意味がよくわからない。導入しないことが適切であるという理由は見当たらない。申請書に暴力団排除条項を設けたり、誓約書も併せて提出させたりするのは、暴力団排除の抑止効果を持たせることや詐欺等の立証に有用であるからである。交付決定書に交付規則の遵守を交付の条件に明記しても、これらの有用性は代替できない。暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである。	指摘	暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書について、中核市に整備状況調査を行い、その結果をもとに、申請書の様式を検討し、必要に対応について記しての方針を決定したが、市内での協議において、統一的な見解を整理するまでに至らなかった。令和7年度も引き続き市内で協議し、市としての統一した見解に基づき必要な対応を行う。	△	財政部	行財政改革課	100	H26	暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである(指摘)。	H30	暴力団排除条項を導入した申請書を用いているのは、中核市54市中、2市であった。加えて、本市の補助金申請件数は年間数千件に及ぶことから、補助事業への影響も考慮する必要がある。また、補助金交付決定通知書の様式において、交付の条件として補助金交付規則の遵守及び補助金の取り消しや返還について明記していることから、暴力団排除条項を導入した申請書とする必要はないと考える。
地方税法上、市は、事業者特別徴収による徴収をさせなければならない。岐阜市税条例第42条の6は、この法律上の義務を免除するものである。まずもって、かかる規定が地方税法上のどこに根拠があるのかを明らかにしなければならない。その上で、同条第1号から第7号までの規定は、地方税法に反しないかどうかを確認すべきである。包括事項である同条第8号については、法律による行政及び明確性の見地から、これを削除するか、必要があると認めるときに該当するか否かの明確な基準を明文化する必要がある。「特別徴収義務者の指定の取消基準」という文書に記載されている事項についても、地方税法に反しないかどうかを確認すべきである。	指摘	岐阜市税条例第42条の6の規定については、令和6年度に当該条例を改正し、削除を行った。	○	財政部	市民税課	190	H28	岐阜市税条例第42条の6第1項第1号から第8号では、特別徴収義務者の指定の取消理由が定められている。 「特別徴収実施困難理由届出書」及び「対応期末について」と題する書面には、岐阜市税条例第42条の6の第何号により、特別徴収義務者の指定の取消をしたのか記載されていない。ヒアリングによると、平成27年度は、1,401 件中27件について、同条第42条の6第1項第8号「前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるときに該当する」とのことであった。 第8号の「前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき」について、具体的な基準が定められていない。岐阜市税条例第42条の6第1項第8号の「必要があると認めるとき」の該当性を判断する基準を定めるべきである(指摘)。	H30	指定の取消の必要があると認める場合の該当性について検討を行い、その判断する基準を定めた。
市には条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針が定められていないことから、例は条例及び規則で定めればか、例は要綱等の内規で定めれば足りるかが明確にされていない。例えば、北九州市は、自治基本条例において、市は条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとするとし、市において、「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を定めるを設けている。かかる方針においては、原則として規則で定めるものとして、「条例に基づく手続等に関するもの」「市民に一定の作為を求めるもの」を掲げている。このような基本的な方針がないと、本来は条例及び規則で定めるべき事項であるにもかかわらず、内部の運用に関するものであるとして、市民決裁ではなく部長決裁で足る要綱等の内規で定めるということとされかねない。特別徴収義務者の指定を取り消すというところは、市にとっては地方税法及び岐阜市税条例上の義務を免除するものであり、納税義務者にとっては普通徴収に切り替えられるというものであるから、同条第8号の「必要があると認めるとき」に該当するか否かの明確な基準は、規則で定めることが望ましい。	意見	岐阜市税条例第42条の6の規定については、令和6年度に当該条例を改正し、削除を行った。	○	財政部	市民税課	190	H28	岐阜市税条例第42条の6第1項第1号から第8号では、特別徴収義務者の指定の取消理由が定められている。 「特別徴収実施困難理由届出書」及び「対応期末について」と題する書面には、岐阜市税条例第42条の6の第何号により、特別徴収義務者の指定の取消をしたのか記載されていない。ヒアリングによると、平成27年度は、1,401 件中27件について、同条第42条の6第1項第8号「前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるときに該当する」とのことであった。 第8号の「前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき」について、具体的な基準が定められていない。岐阜市税条例第42条の6第1項第8号の「必要があると認めるとき」の該当性を判断する基準を定めるべきである(指摘)。	H30	指定の取消の必要があると認める場合の該当性について検討を行い、その判断する基準を定めた。
議事録は全件作成すべきである。ここでの議事録の意味は、会話を記録することではなく、市が、どのような根拠をもって特別徴収義務者の指定取消を決定したのかを明確にしておくことである。どのような事実をもって、「必要があると認めるときに該当する(特定の基準に該当する)」と判断したのか、どのような事実をもって、「納入金の徴収を完了することができないと認められる」と判断したのか、思考過程を明快かつ説得的に記載すべきである。	指摘	岐阜市税条例第42条の6の規定については、令和6年度に当該条例を改正し、削除を行った。	○	財政部	市民税課	192	H28	書類回付ではなく、実際に、合議して、特別徴収義務者の指定の取消を決定すべきである。また、合議の内容を議事録として記録に残すべきである。	H30	特別徴収指定後の指定の取消は、書類回付ではなく、実際の合議により決定し、その合議の内容を議事録として記録に残すことに決定した。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○：措置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△：検 討 中 検討中のもの

×：未実施決定 済 措置を講じないことを決定したものの

令和6年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
161	35	21	217

	指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
8	そもそも、本税完納時に確定した延滞金を測定しない事柄に問題があると考ええる。監査の結果は、期別ごとの本税完納時に測定できるはずの延滞金を入金時点にしに測定していない現状の事務について、岐阜市会計規則第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」には該当しないことから、市の考えでは規則違反となるとした上で、事務係員に照会して、適法なような取扱いを行うよう求めている。これに対する措置状況は、岐阜市会計規則第33条の規定により事後測定要件を満たしているというだけで、第33条の何号に該当すると判断したのかから明らかでない。もし、現状の事後測定を改めないのであれば、第5号の「事前に測定が困難と認められるものに該当すると認められるしか適法性を根拠づけることはできないが、本税完納時に確定した延滞金を測定が困難であるとは認められない」と考える。延滞金への入金時にしか測定していない事務を改め、本税完納時に確定した延滞金を測定する事務運用にすべきである。	指摘	市税の滞納管理(本税、延滞金)は、一人の滞納者について複数の税目・年度・期別のデータに分かれ、確定延滞金と未確定延滞金が混在している。そのため、滞納・納付件数が膨大であり、確定延滞金を職員のマニピュレーターで個別測定することは困難である。 全国で標準化される税システムにおいて、確定延滞金を集計する機能が含まれていることが利便性のため、令和8年1月の稼働後すみやかに、確定延滞金に係る事後測定を実施できるように進めている。他都市の測定事務等を令和6年12月調査済、令和7年度に岐阜市で利用する標準化対応の税システム機能確認が可能となるため、今後の対応に向けて本市システムの改修経費の検討なども含め準備を進める。	△	財政部	納税課	219	H28	延滞金は、期別ごとに本税を完納した際に確定するため、期別ごとの本税完納時に測定できるはずである。しかし、延滞金への入金時点で測定しており、事後測定となっている。ヒアリングによると、事後測定の根拠として、第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」に該当すると考えているようである。また、延滞金については、期別ごとに金額が確定するために測定することは、事務処理の負担が大きく、困難であるとのことであった。 期別ごとに、本税を完納した時点で、期別ごとの延滞金が確定することから、第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」には該当しない。正た、事後測定の結果、決算書上、延滞金は未収金(の部)と表示するため、決算書上、実態を正確に表示していないこととなる(100%回収していることとなる)。事務処理上の負担も考慮して、延滞金の測定を事後測定するのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。また、②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。 ③岐阜市会計規則第33条第5号「前各号に掲げるもののほか、事前に測定が困難と認められるもので会計管理者に合意して市長が決定したもの」など、事後測定の要件を満たしていることを確認すべきである(指摘)。	R3	①②について 市税に係る滞納件数は膨大であり、状況把握にはシステムによる集計が必要となる。税基幹システムにより、督促手数料及び延滞金の確定額は即時把握しているものの、発生額は実行システムでは改修による対応も不能。2025年度までに導入予定の全国標準システムにおいても仕様になり、(R3.8総務省公表)未収金については、個々の債務者の的確な状況把握及び管理職等によるチェックにより、少額延滞金であっても徹底的に努め、適正な債権管理を実施していく。 ③について 岐阜市会計規則第33条の規定により事後測定の要件を満たしている。
12	他の複数の課でも、相続人を調査するだけの人員が不足しているとの意見があった。人員が不足しているという意見は理解できないが、それで免責されることはならない。各課においてそれぞれ相続人調査、情報収集、手続きを行っている現状を見直し、死亡時の相続人代表者届の共通化、相続人調査の一元化など相続人に対する請求を効率的に行えるような全庁的な体制を伴うことが望ましい。	意見	①代表相続人指定届の統一様式の作成 【措置年度】令和6年度 【具体的な取り組み】新様式及び運用手順書を施行。 ②相続人調査情報の共有 【措置年度】令和5年度 【具体的な取り組み】基幹システム(住民情報系)を使用する税や福祉などの25部署に対し、次の取扱いを周知の上、対応を統一した。 (1)相続人調査を行った場合、システムのメモ機能を活用し、相続人調査の完了等について記録することで、他部署が確認可能。 (2)相続人調査資料は、調査を行った部署の文書保存年限に合わせて保存。 (3)相続人調査資料を閲覧したい部署は、(2)の部署 に対し、閲覧できる根拠を示した上閲覧する。	○	財政部	納税課	224	H28	相続人に対する請求については、納税通知書の送付先を相続人からの届出により登録し、送付をしているため、相続案件の件数、金額の把握をしていない。そのため、相続人調査が不十分のまま、消滅時効により、不納欠損となる事例があることでもあった。人員配置の関係から、全ての相続案件について相続人調査をすることができないという事情は短期間で解消できない。しかし、全く相続人調査をしないまま、消滅時効により不納欠損するという事務処理は、不適切である。滞納金額が大きい案件など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している市税を請求すべきである(指摘)。	H29	固定資産税など死亡後も資産の所有者登記が変更されず死亡者のまま課税が続けられている案件を中心に着手した。
18	条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである。	指摘	条例等で私債権の督促状の発付時期を定めていることについて、他都市の対応状況についての調査を令和5年12月に実施した。 令和6年度に、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において協議をしたが、私債権は各債権で性質が異なり、条例等によって定めることが判明した。令和7年度に、債権管理調整会議事務局で問題点を整理し、債権管理調整会議で各課の意見調整を行う。	△	財政部	納税課	230	H28	岐阜市の私債権については、特別の定めなき限り、岐阜市債権取扱規則第2条「履行の督促は督促状を債務者に送付することにより行うものとする」という規定が適用される。しかしながら、同規則では、督促状の発付時期について定めていない。 監査の結果、相当量により、督促の時期はまちまちであった。 私債権の督促は、回収措置の前段となり、また、時効中断の効力が生じる(地方自治法第236条第4項)という点でも、極めて重要な事務であり、条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである(指摘)。公債権にかかる市税以外の滞納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条「納期限後20日(以下)参照」。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。
19	地方自治法施行令第171条の2に基づいてとらなければならない措置は、支払督促に限られない。支払督促手続マニュアルだけでは、支払督促をするかどうかを検討する場合にしか事照されない。これは、地方自治法施行令第171条の2が遵守されていない実態が変わらない。債権管理条例において、地方自治法施行令第171条の2と同趣旨の規定を定め、債権管理条例施行規則において、「相当の期間」に関する定めを設けるべきである。例えば、浜松市は、そのように定めている。債権取扱規則で定めれば足るものかという考えもあるが、地方自治法第228条は、令和金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については条例でこれを定めるなければならないとしている。市民にとって言えば、督促を付けた後どれくらいの期間履行しなかった場合に強制執行の措置が取られるのかを示すものであることからすれば、期間ではなく、条例及び条例施行規則で定めるべきである。なお、北九州市の「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」では、「地方自治法において条例で定める旨規定されているものは必ず条例で定めるものとし」、「金銭の徴収を行うもの」は原則として条例で定めるものとしている。また、債権取扱事務要綱などの内規において、「その他特別の事情があると認める場合」に関する例示を記載すべきである。	指摘	条例等で地方自治法施行令第171条の2と同趣旨の定めを設けていること、「相当の期間」に関する定めを設けていることについて、他都市の対応状況についての調査を令和5年12月に実施した。 令和6年度においては、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において協議をしたが、私債権は各債権で性質が異なり、条例等によって定めることが判明した。令和7年度に、債権管理調整会議事務局で問題点を整理し、債権管理調整会議で各課の意見調整を行う。	△	財政部	納税課	231	H28	地方自治法施行令第171条の2の規定によれば、督促後相当期間経過後に履行がない場合には、原則として強制執行等の手続をとることが義務とされているにもかかわらず、岐阜市の債権事務においては、強制執行等の手続の利用が十分にされていないとされている。事実であった。 保証人がいても保証人に請求していない事例、担保権を実行していない事例などがあつた。 地方自治法施行令第171条の(強制執行等)規定の相当の期間を経過してもなお履行がないとき」という要件につき、条例等の根拠にて「相当の期間」を明確にすべきである。「その他特別の事情があると認める場合」についても、内規等にて、具体的な事由を例示するなどして該当する場合を明確にすべきである。 前者の「相当の期間」は、債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して決すべきであり、認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することないように配慮する必要がある(新版逐条地方自治法第84次改訂版松本英樹著学術書第1,005頁)。6ヶ月〜1年ほど具体的な期間を設定することが必要である。なお、当ではあるが、ここで定めているのは、あくまで「限度」であって、事務執行にあたり、一事にその期間に比しきと述べているのではない。個別債権によってその時期を早めことを妨げるものではない。後者の「その他特別の事情があると認める場合」とは、債権放棄が見込まれる場合など法的措置を執らないことに合理的な理由がある場合を指すと考えられる。執行停止、履行延期の特約等の措置を講ずる場面だけでなく、事実上強制執行手続をとる必要がなくなるという意味で重要な要素である。債権放棄が利用できるようにするためには、具体的にどのような場合を指すのかを検討し、内規等で明確化する必要があろう(指摘)。	H29	行政課の「一対一チェック制度を活用し」、「支払督促」の基準を設けるにあたり、「相当の期間」についても協議のうえ、明確にした。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和6年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
161	35	21	217

指摘及び意見	類別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
20 支払督促の申立ては、訴えの提起(地方自治法第96条第1項第12号)に含まれないとして、異議申立てがなされて訴えの提起があったものみなされる場合においては、議会の議決を経なければならぬ。議会の議決が速やかに得られるとは思えない。強制執行等の手続利用の促進のため、少なくとも、多くの自治体で専決処分として定められている。支払督促や少額訴訟などについて、専決処分として定めることが望ましい。	指摘	支払督促又は少額訴訟について、異議申立てがなされて訴えの提起があった場合を含め、専決処分として定めていることについて、他都市の対応状況についての調査を令和5年12月に実施した。 令和6年度においては、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において協議をしたが、私債権は各債権で性質が異なることが判明した。令和7年度に、債権管理調整会議事務局で問題点を整理し、債権管理調整会議で各課の意見調整を行う。	△	財政部	納税課	233	H28	訴えの提起(民事訴訟法第133条)のほか、支払督促(同法第 283 条)、即決和解(同法第275条)など様々な手段がある。法的手続は、債権回収において有効な手続であり、利用が要請される場面が多くあろう。しかしながら、訴訟手続による履行請求する際には議会の議決が必要となる(地方自治法第96条第1項第12号)(ただし、岐阜市には、地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項(昭和51年10月1日市議会議決改正平成12年4月1日)が存在し、市営住宅などの訴えの提起、和解及び調停などが専決処分事項とされている)。 強制執行等の手続利用の促進という観点からは、少なくとも、一定の手段については、条例等の事務根拠にて、地方自治法第180条第1項の専決処分として定めることを検討することが望ましい(意見)。	H29	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「支払督促」の基準について策定を行った。
21 「相当の期間」及び徴収停止後の措置(特に債権放棄)については、債務者の法的地位の安定、法律による行政、事務手続根拠・基準の明確化の観点から、債権管理条例施行規則で定めることが望ましい。その前提として、徴収停止の定めを債権管理条例に定めることが望ましい。	意見	地方自治法施行令第171条の5に規定する徴収停止に係る「履行期限後相当の期間」や徴収停止後の措置について、強制執行等との均衡なども踏まえ検討する必要があること、また事務手続きの根拠となる例規の適切なあり方等について検討するため、他都市の対応状況についての調査を令和5年12月に実施した。 令和6年度においては、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において協議をしたが、私債権は各債権で性質が異なり、条例等で一律で定め難いことが判明した。令和7年度に、債権管理調整会議事務局で問題点を整理し、債権管理調整会議で各課の意見調整を行う。	△	財政部	納税課	234	H28	監査の限り、非強制徴収公債権及び私債権については、徴収停止手続が利用された形跡は見当たらなかった。担当課職員とのヒアリングにおいて、かかる手続の存在を知らずと、その必要性を複数聞いたが、これまで利用したことがなく、どのよう到手続をしてよいかわからないとのことであった。債権の回収を尽くしても回収の見込みが立たない場合は少なくともと思われる。その場合、債権回収措置を講じ続けることが有効で、経済性、効率的の見地から相当といえるかが問題になる。他方で、債権回収措置を講じないことが「怠る事実」として住民監査の対象とならないようにする必要がある(地方自治法第242条)。 そこで、条例等の事務根拠にて、徴収停止の規定の要件を明確にし、措置を利用できるようにすることが望ましい。まず、「相当の期間を経過」については、強制執行等の「相当の期間」にも均衡も考慮して、期間を決定する必要がある。この点、名古屋市債権管理条例施行規則第4条では、1年を超えない期間とし、限度としては強制執行等の「相当の期間」と同一としていることが参考になる。 また、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき(1号)」「その他これに類するとき(2号)」、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき(3号)」という要件については、債権取扱いが事務処理の根拠・基準として利用することができるものとすべく、具体的にどのよう場合を指すのかを検討し、内規等で明確化する必要がある。 1号、2号関係については、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき(1号)は、差し押さえることができる財産がないときのほか、財産があっても強制執行の措置を採ることが経済的合理性に欠ける場合を指すと考えられる。」「その他これに類するとき」は、債務者の所在不明と同様に扱うことが可能な場合(債務者死亡・事業で相続人のあつと明らかなない、債務者が外国にいて帰国の見込みがないなど)を指すと考えられる(自治体のための債権管理マニュアル東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム編57頁)。 3号関係については、一定の目安を定めることはある。「取立に要する費用」をどこまで見るかにより「少額」を検討することとなる。訴訟費用(印紙代・郵券)、弁護士費用、強制執行費用などどこまで含むと考えらるかによる(意見)。	H29	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「徴収停止」の基準について策定を行った。
23 基本方針や内規と条例及び規則の法形式的違いは重要であると考え、債権に関することは、市民の権利義務に関わることであるから、行政の方針に定めるようことではない。条例で定めるべきことは岐阜市債権管理条例に、条例施行規則で定めるべきことは岐阜市債権管理条例施行規則に、規則で定めるべきことは岐阜市債権取扱規則に、各々の条例及び規則に適切な定めを設け、事務根拠を条例及び規則に一元化すべきである。	指摘	債権管理に係る事務根拠の条例等の整理状況について、他都市の対応状況についての調査を令和5年12月に実施した。 令和6年度においては、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において協議をしたが、私債権は各債権で性質が異なり、条例等で一律で定め難いことが判明した。令和7年度に、債権管理調整会議事務局で問題点を整理し、債権管理調整会議で各課の意見調整を行う。	△	財政部	納税課	236	H28	岐阜市債権管理条例においては、債権回収に向けた措置、回収額と措置などに関する具体的規定が存在しない。その期間となる徴収許諾や管理の士とやる会帳の整備などの規定も存在しない。他方、昭和39年4月1日に制定された岐阜市債権取扱規則においては、具体的規定が存在している。 条例と規則のそれぞれ別に定めがあったとしても、担当職員が、自らの事務にかかわる適用根拠を的確に認識し、遵守していれば問題はないと言える。しかしながら、地方自治法、同条例令、それを受けた岐阜市債権取扱規則が遵守すべきものである。 確かに、自治体の債権管理条例においては、岐阜市のように債権放棄の規定を主とする条例と、それだけでなく地方自治法施行令第171条以下に規定される債権回収措置等についても盛り込む条例がある。どこまでの規定を盛り込むかは、自治体の判断による。しかしながら、本監査における個別債権の検証がもととなった事務実態の整理結果を見ると、議会の議決が必要な条例のみの場合、徴収手続に始動し、督促、回収から消滅に至るまでの事務根拠を盛り込むことが必要なのではないかと考える。職員の法令遵守の意識が高まる効果が期待され、また、根拠が一元化されていれば、全庁的に統一で適正な債権事務が可能になる。条例制定にかかる決裁資料において、条例制定後の課題として、条例等の見直しを定期的に行う必要があると考えられていることと一致する。本監査を実施して、岐阜市債権管理条例の見直しを検討すべきである(指摘)。 仮に、岐阜市において債権管理条例の見直しをしないという判断をするのであれば、岐阜市債権取扱規則等、岐阜市の債権にかかわる事務根拠一切を統一的に整理した上で(例えば別に定めなど)何を指すのかなどの整理)、現場が混乱なく根拠を的確に適用し、適正に実施することに努めつつべきである。各自自治体の条例において様々な工夫がなされているが、監査人が参考になると考えた条例の一つとして、明石市債権の管理に関する条例があるので、ここで紹介する。同条例は、債権に関する事務全般を基本的に網羅している。監査人は、岐阜市の債権管理条例には、明石市債権の管理に関する条例に規定されているような事項を盛り込むことが相当であると考える。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本方針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載を、債権管理担当課とはもとより、全庁的に周知を行った。
94 各担当者の負担軽減のため、滞納処分の実施はもちろん、第三者への対応、取立訴訟も含め、実施基準や事務手順を明文化することが望ましい。	意見	令和6年度以降、すべての徴収事務を納税課において行っており、滞納処分の実施や第三者への対応について、市税の基準や手順に沿って行っている。取立訴訟について、令和7年度に税以外の関係も含め関係各課の状況を確認する。	△	財政部	納税課	197	H28	滞納処分については、今後も、預金債権のほか、給与債権や売掛金債権なども、積極的に、実施すべきである。特に、給与債権や売掛金債権について、第三債務者が、調査に回答しない場合、滞納処分を実施すべきである。 また、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払がない場合は、取立訴訟についても、実施を検討すべきである(指摘)。	H31	滞納処分については、預金債権や生命保険債権の価額が容易なものから着手している。また、給与債権についても差押えを行っている。なお、第三債務者については、できる限り協力が得られるよう、丁寧な説明を心掛けている。 また、事例によっては、取立訴訟を行う予定である。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和6年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
161	35	21	217

指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
95 相続人に対する請求は、原則として実施しなければならないものであるが、事務の効率性・有用性に鑑みれば優先順位をつけて実施すべきではあるので、相続人に対する請求の実施を判断するための具体的な基準を明文化すべきである。	指摘	徴収事務が令和6年度に納税課に移管され、令和7年度に相続人に対する請求の実施を判断するための基準について、税以外の事例も含め関係各課の状況を調査する。	△	財政部	納税課	198	H28	世帯世帯や滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している国民健康保険料を請求すべきである(指摘)。	H31	滞納額が一定金額を超える事案について、戸籍調査等を行い、相続人に保険料を請求している。今年度、100万円を超える事案について、相続人に保険料を請求した。
29 市の住民自治基本条例は、行政運営の指針を定めた条例が存在しない。例えば、北九州市は、自治基本条例において、市は条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとするとし、市において、「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を定めて公表している。ここにおいては、「必ず条例で定めるもの」「原則として条例で定めるもの」「必ず規則で定めるもの」「原則として規則で定めるもの」を明示されている。住民自治基本条例の中に、あるいはそれとは別に、行政運営の指針を定め、条例及び規則で定める事項を明示することが望ましい。	意見	「条例、規則等制定の手引き」において、条例及び規則で定める事項を明記することとし、その内容を検討中である。 令和7年度上半期に、手引きを改正し、職員周知を図る。	△	行政部	行政課	240	R4	基準を定めるべきであるという指摘や意見に対して、要綱、内規、決裁といった形で定められるのがほとんどであった。内容によっては、条例や規則で定めるべきと考えられるものも、それを避けているように感じられた。		
38 負担金に分類したからといって、その支出が適正であるかどうかをチェックしなければならないことには変わりがない。「岐阜市補助金等ガイドライン」も、補助金に限っているのではなく、補助金、負担金、交付金を合わせて補助金等として、適正な運用と見直しを求めているのである。職員互助会への公金支出について、住民訴訟が提起された自治体もあり、住民側が勝訴した例もある。そもそも、市の補助金、負担金、交付金の分類そのものに、厳密な分類基準があるわけでもなく、形式的に分類をえたからといって、実質的な扱いが異なるものもはい。このような形式的な取り組いで実質的な問題への対応を避けるような考え方は不適切である。市からの助成金の使途を、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項として必要かつ有効といえるものに定め、実際にどのように使用されたのかを確認していくべきである。	指摘	令和7年1月に「岐阜市職員互助会助成金交付要綱」を制定し、補助対象事業、対象経費の範囲を明確にした。	○	行政部	職員厚生課	50	R2	補助対象事業・経費を具体的に規定することで、補助金が充てられるべき経費が明確になり、補助金の残余金の有無が明確になるのみならず、テーマパークのチケット助成のように公金から補助する公益上の必要性を認め難い経費と補助対象経費の区別が明確になったり、補助金額を他事業、例えば給付事業に充てていないため各職員の源泉税の対象とならないことが明確になったりする。支出側、互助会双方にとって必要なことであると考え、具体的な補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助の上限を定めるべきである。	R3	助成金の趣旨や他都市の状況等により、令和4年度以降の支出における予算科目を負担金に分類し、岐阜市補助金等ガイドラインで定めた加入団体負担金の支出ルールに沿った交付手続きをすることとしたため、実施しない。
42 一般競争入札の対象とする設計金額が1億円以上に引き下げたものの、一般競争入札に付されたのは、3億円以上のものを除く。年間3年以下にとまわっている。これでは、監査の結果の問題意識には応えとはいえない。あくまでも一般競争入札が原則であること、設計金額が1億円未満のものすべてが「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」とはいえないことは明らかであること、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、競争性の観点から、現在の岐阜市の要綱及び一般競争入札がいとど行われていない実態は、適切とはいえない。例えば、同じ中核市である豊田市は、業務委託における一般競争入札等実施要綱を設け、そこでは、設計金額が800万円を超える場合を一般競争入札の対象としており、岐阜市の実態とはかけ離れている。なお、豊田市は、特定の業務については800万円以下の場合でも一般競争入札の対象としている。他の中核市をはじめとする地方自治体の実情も踏まえ、より多く業務委託に一般競争入札が導入されるよう、要綱を改正すべきである。	指摘	業務委託の一般競争入札の対象金額について、競争性、透明性、公正性をより一層確保するため、令和6年度において、岐阜市一般競争入札等実施要綱の改正を行い、従前の設計金額1億円以上のものから、設計金額4,500万円以上のものに引き下げた。(令和7年4月1日施行)	○	行政部	契約課	9	H16	岐阜市一般競争入札等実施要綱によれば、3億円以上の契約は一般競争入札によることができることとであるが、委託では3億円を超えるものはないため、実質的には委託では一般競争入札は行われていないといえる。一般競争入札は必ずしも適切でない業者が入札に参加する可能性がある。確かにこの危険性は否定できないが、公平な入札の実施及び経済的に効率的な委託契約締結の達成という観点からは、現在の一般競争入札の要件(3億円以上)の金額を引き下げる等により、多額の委託については一般競争入札の導入も検討する必要があると考えられる(意見)。	H20	対象金額を設計金額3億円以上から1億円以上に下げた。中学校給食調理業務委託については、設計金額が1億円未満であったが公募型指名競争により実施した。また、設計金額に関わらず、建築設計業務委託、システム開発業務委託等について、金額のみではなく業者の技術提案、考え方、保守管理費用等も勘案して総合的に業者を選定するプロポーザル方式の導入を推進している。
53 市と受注者との間の契約における解除条件を適用するためには、受注者が知ながら再委託業者と契約したことが立証できなければならない。それは容易なことではない。市と受注者との間の契約に解除条件があるというだけでは、再委託業者に暴力団等反社会的勢力が入り込むことを防ぐ効果は弱い。岐阜県暴力団排除条例では、事業者は書面により契約を締結する際は暴力団排除条件を定めるよう努めなければならないとされており、市が受注者に対して、再委託業者との間で暴力団排除条件を導入した契約書を締結するよう求めることは、条例の趣旨に沿ったものであり、それを確保する必要がある。加えて、契約書を提出させることは、より暴力団排除の防止効果がある。再委託業者による暴力団等ではないこの契約(暴力団排除条件を導入した契約書の署名押印)があることを、再委託承認の条件とすべきである。	指摘	暴力団排除の誓約書の提出に向けて、令和6年度は中核市協会や庁内外の意見聴取を行い、状況を分析し、誓約書の提出方法等について具体案を検討した。その結果、受注者、誓約機関、業務担当課等の事務負担増により、事業の遂行などが想定されたことから、その具休案について改めて検討することにした。 令和7年度は、改めて具体的な誓約書の提出方法等について検討するとともに、庁内の方向性について関係部署と協議・調整し決定する。	△	行政部	契約課	19	H26	再委託業者による暴力団等ではないこの誓約(暴力団排除条件を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件とすべきである(指摘)。	H27	契約約款において、市が何ら催告を要せず契約解除出来る場合として、「受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。」と規定されており、別途、誓約書を徴取する必要はないと考える。
54 平成19年度の監査の結果のとおり、岐阜城郭の収支データを把握するだけでなく、その財務分析を行い、それに基づいて入場料の価格設定や費用の削減を図るべきである。	指摘	今後予定している耐震化工事や展示リニューアルを踏まえ、令和9年度のリニューアルオープンまでに入場料の見直しを検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	26	H19	岐阜市は城郭収入について、入場者数や収支状況の年度推移を把握しているが、これらのデータを活用した比較分析は行っていない。収支状況を改善していくためには、毎年の収入・支出を比較分析することによって収入を最大化し、無駄な費用を削減する活動が不可欠である。収支データを活用して財務分析を行い、入場料の価格設定や無駄な費用の削減に活かすべきである(監査の結果)。	H25	お客様の要望やイベントの開催状況、岐阜城に関わる民間企業との協議によって、開催日を設定しており、毎年1万人程度の入場客数がある。パノラマ夜景開催時は、圧力的に大人の入場者割合が多く、入場料収入には貢献しているものとする。今後も、継続的なアンケート調査の実施により、効率的な開催期間等の設定を行っている。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出 日(最終提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和6年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
161	35	21	217

	指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
58	他都市の状況を知ることの良いが、それは参考情報に過ぎない。観光コンベンション協会の会員には様々な団体などが名を連ねているが、当該会員は、実際にどのような活動をしているのだろうか。一者隨意契約理由として、当該法人しか業務を遂行できないとしているが、当該法人が受託業務を再委託していることについては、どのように考慮するのであろうか。市として、どのように検証し、どのような根拠で結論を導き出したのか、具体的な説得的な内容の記録を作成すべきである。	指摘	これまで観光案内所運営は市から協会へ業務委託してきたが、今後の観光案内所の在り方として、観光関係団体等の意見を踏まえたDMOの動きと連動しながら、迅速かつ柔軟な運営に切り替え、積極的な情報発信やプロモーションを適宜、展開していく必要があることから、令和7年度から観光案内所の運営主体を市から協会へ変更することとした。変更に当たっては、協会との覚書を締結する決断など、必要な手続きを行った。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	33	H26	「市内の唯一の団体」であるとして、随意契約とすることにつき、民間ではできないのか、他の自治体の類似業務の状況など、様々な角度から、適切に検証を行うべきである(指摘)。	R3	観光案内所に関する他都市照会調査を行った結果、回答施設数(53施設)のうち、市が直営で運営する施設は1施設(2%)のみである。また、(公社)岐阜観光コンベンション協会と同様な営利を目的としない観光関係団体が運営主体となっている施設は46施設(87%)ある。 また、当協会は、観光事業者3社からも出向を受けするなど、特定の偏った情報ではなく公益性を担保した情報発信ができ、常に観光事業とコンベンション事業のノウハウや最新情報・資料を有しているのは、岐阜観光コンベンション協会しかいないため、随意契約することは適切であると考ええる。
60	他都市の状況を知ることの良いが、それは参考情報に過ぎない。市として、どのように検証し、どのような根拠で結論を導き出したのか、具体的な説得的な内容の記録を作成すべきである。	指摘	これまで観光案内所運営は市から協会へ業務委託してきたが、今後の観光案内所の在り方として、観光関係団体等の意見を踏まえたDMOの動きと連動しながら、迅速かつ柔軟な運営に切り替え、積極的な情報発信やプロモーションを適宜、展開していく必要があることから、令和7年度から観光案内所の運営主体を市から協会へ変更することとした。変更に当たっては、協会との覚書を締結する決断など、必要な手続きを行った。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	35	H26	委託料の積算をするに際しては、他の自治体における同種業務との比較をするなど、様々な角度から、検証すべきである(指摘)。	R3	観光案内所に関する他都市照会調査を行った結果、回答施設数(53施設)のうち、運営経費が5,000千円以下が46施設(11%)、10,000千円以下が11施設(21%)、15,000千円以下が10施設(19%)、20,000千円以下が11施設(21%)、20,000千円以上が15施設(28%)である。 本市の委託料は13,339千円であり適度に高額とは言えず、委託料の積算においては市場の動向を反映させており、近年人件費単価が上昇傾向であるが適切であると考ええる。
62	令和4年度予算作成時の負担金の算定方法は、対象経費を選定し、各事業の経費ごとに負担割合を乗じている点において、評価できるものである。しかし、対象経費の選定基準や理由、負担割合の設定基準や理由が明確でないこと、結果として負担金額合計が過去の金額とそれほど変わっていないことから、単なる数字合わせをしているだけではないか、だとすれば無駄な作業をしているだけになってしまっているのではないかと捉えられかねない。説明責任、透明化の観点から、対象経費の選定基準や理由、負担割合の設定基準や理由を明確にすることが望ましい。	意見	協会負担金の算定は、年度毎の予算協議の場において、各事業の経費ごとに負担割合を乗じた算定などを行うとともに、協会内に設置された未来の岐阜ツールズ会議場などにおいて、本市への誘客及び旅行消費額の拡大に必要な観光振興策等について、各ステークホルダーとの共通理解の下、取り組むプロセスを経て、令和6年度より進めることとなった。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	36	H23	様々な事業の積み上げで算定された金額であるため、本来は、各事業内容を精査した上で、負担金額を決定すべきである(指摘)。	R3	令和4年度予算作成時より、負担金額決定プロセスを記録し、資料として残す。
65	『岐阜市観光ビジョン』の策定後、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、課題や基本理念も変化するはずである。市によれば10年後の改定を目指しているとのことであるが、『ぎふし未来地図』も見直されたのであるから、より早く、少なくとも1、2年内に『岐阜市観光ビジョン』も改定することが望ましい。	意見	コロナ後の観光を取り巻く環境の変化などを踏まえ、令和6年度、観光ビジョンの短期的な戦略を示す重点アクションプランの見直しに着手したところであり、令和7年度に関係者への意見聴取も行いながら附属機関である観光振興検討委員会と協議を行い、見直しを図っていく。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。 先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという歴然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明確であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて歴然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口といえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に出向くのである。 したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。 また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきている。平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会と組織するプロジェクトチームで取り組む。
66	『岐阜市観光ビジョン』の策定後、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、課題や基本理念も変化するはずである。市によれば10年後の改定を目指しているとのことであるが、『ぎふし未来地図』も見直されたのであるから、より早く、少なくとも1、2年内に『岐阜市観光ビジョン』も改定することが望ましい。	意見	コロナ後の観光を取り巻く環境の変化などを踏まえ、令和6年度、観光ビジョンの短期的な戦略を示す重点アクションプランの見直しに着手したところであり、令和7年度に関係者への意見聴取も行いながら附属機関である観光振興検討委員会と協議を行い、見直しを図っていく。	△	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。 先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという歴然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明確であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて歴然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口といえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に出向くのである。 したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。 また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきている。平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会と組織するプロジェクトチームで取り組む。
71	平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」の時もそうであったが、目標や指標を示すだけでなく、それが現在、どのように進んでいるのか、今年度はどのような結果であったのか、毎年、市民に進捗状況を公表することが望ましい。	意見	観光ビジョンに掲げる事業の進捗については、地域DMO候補法人である岐阜観光コンベンション協会と連携し、協会内に設置された未来の岐阜ツールズ会議場の意見等を参考に取組むと、附属機関である観光振興検討委員会において進捗状況の確認及び評価・分析を実施し、その結果を令和6年度より毎年公表していくこととした。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	42	H19	岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」～「第四次総合計画」に至るまで歴然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の予算を編成する時に報酬の実客数を参考に取りとめ、報酬を向上させるために分析を行うとともに、短期目標ではなく概ね5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、「報酬」のみの指標ではなく、「報酬」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。	H20	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○：措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△：検討中 検討中のもの

×：未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和6年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
161	35	21	217

指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
72 平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」の時もそうであったが、目標や指標を示すだけでなく、それが現在、どのように進んでいるのか、今年度はどのような結果であったのか、毎年、市民に進捗状況を公表することが望ましい。	意見	観光ビジョンに掲げる事業の進捗については、地域DMO候補法人である岐阜観光コンベンション協会と連携し、協会内に設置された未来の岐阜ツーリズム会議の意見等を参考に取組み、関係機関である観光振興検討委員会において進捗状況の確認及び評価・分析を実施し、その結果を令和6年度より毎年公表していくこととした。	○	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	42	H19	岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」～「第四次総合計画」に至るまで漠然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の予算を編成する時に「報酬」の客数等の予想人数を掲げているのみであった。岐阜市は、現在目標値としている「報酬」の人員については短期計画(予算編成)上の精度を向上させるために分析を行うとともに、短期目標ではなく概ね5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、「報酬」のみの指標ではなく、「報酬」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。	H20	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。
73 漠然とした結果な基本理念や構想を掲げ、観光統計の数値を集めるだけでは、適正な事業評価はできない。観光事業の評価が難しいことは理解できるが、各事業について、目的と手段との具体的な関連性を意識した事業評価のルールを構築し、分析方法を確立すべきである。	指摘	観光ビジョンに掲げる事業の進捗については、地域DMO候補法人である岐阜観光コンベンション協会と連携し、協会内に設置された未来の岐阜ツーリズム会議の意見等を参考に取組み、関係機関である観光振興検討委員会において進捗状況の確認及び評価・分析を実施し、その結果を令和6年度より毎年公表していくこととした。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	44	H19	岐阜市の各種観光事業及び観光施設の設置及び運営等について、事業評価調査は作成しているが形式的であり、適切な業績評価基準が存在しないのが現状である。従って、各種施設及び事業について存続または撤退の意思決定に資するルールを構築することが必要となる。ルールを構築するためには、以下のことに留意する必要がある。まず、第11に適正な業績評価ルールを構築することであり、第2に業績評価のための基礎資料となる各種事業目標指標と実績との分析作業を十分に行うことである。具体的には、無作為アンケートによる認知度の統計や利用経験の有無・利用回数などの自己申告の集計なども指標に加えることも考えられる。利用者数等のデータについて、岐阜市は関係団体から一方的に報告をうけている場合が多いが、岐阜市職員も抜き打ち(サプライズ)で現場に赴き、関係団体の報告内容の信憑性を確認する方法もある。	H22	適切な事業評価基準づくりのための、目標指標、実績の分析に必要なデータ収集について、今年度実施している観光統計調査と岐阜公園入り込み客数調査の検証を踏まえ、今後も継続的にマーケティング調査等を実施していく。
74 漠然とした結果な基本理念や構想を掲げ、観光統計の数値を集めるだけでは、適正な事業評価はできない。観光事業の評価が難しいことは理解できるが、各事業について、目的と手段との具体的な関連性を意識した事業評価のルールを構築し、分析方法を確立すべきである。	指摘	観光ビジョンに掲げる事業の進捗については、地域DMO候補法人である岐阜観光コンベンション協会と連携し、協会内に設置された未来の岐阜ツーリズム会議の意見等を参考に取組み、関係機関である観光振興検討委員会において進捗状況の確認及び評価・分析を実施し、その結果を令和6年度より毎年公表していくこととした。	○	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	44	H19	岐阜市の各種観光事業及び観光施設の設置及び運営等について、事業評価調査は作成しているが形式的であり、適切な業績評価基準が存在しないのが現状である。従って、各種施設及び事業について存続または撤退の意思決定に資するルールを構築することが必要となる。ルールを構築するためには、以下のことに留意する必要がある。まず、第11に適正な業績評価ルールを構築することであり、第2に業績評価のための基礎資料となる各種事業目標指標と実績との分析作業を十分に行うことである。具体的には、無作為アンケートによる認知度の統計や利用経験の有無・利用回数などの自己申告の集計なども指標に加えることも考えられる。利用者数等のデータについて、岐阜市は関係団体から一方的に報告をうけている場合が多いが、岐阜市職員も抜き打ち(サプライズ)で現場に赴き、関係団体の報告内容の信憑性を確認する方法もある。	H22	適切な事業評価基準づくりのための、目標指標、実績の分析に必要なデータ収集について、今年度実施している観光統計調査と岐阜公園入り込み客数調査の検証を踏まえ、今後も継続的にマーケティング調査等を実施していく。
80 補助金交付団体について、現状のような厳格な対象者要件を課してしまいう、実質的には、公益財団法人岐阜市国際交流協会にしか、本補助金は交付されない。そもそも、市は、補助金交付団体の公募もしていない。「外国人等が日本語を習得するための機会の確保及び環境の整備を図り、もって本市における多文化共生の推進に寄与するため」という補助金の目的からすれば、(1)のよな公益法人に限定するの必要はなく、また、(3)の要件は抽象的に過ぎる。実質的に変化のないような補填の改正は適切ではない。公益財団法人岐阜市国際交流協会以外の団体も本補助金の交付の対象となるよう、交付要綱を改正し直した上で、補助金交付団体を公募すべきである。	指摘	令和6年度に岐阜市多文化共生推進基本計画を改定し、市としての日本語教育の在り方について検討を行った結果、日本語学習支援者や養成や日本語教育を実施する団体等の活動に対する支援を行うなど、日本語学習支援体制の整備に取り組むことを重点事業として位置づけた。現在日本語教育を実施しているボランティア教室への支援は、中間支援組織としての岐阜市国際交流協会が助成を行っている。現在補助金の対象となっている同法人については、団体の自己資金で十分に事業を実施することができることから、これを廃止することとし、令和7年度以降に向けた手続きを行う。	△	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	53	R2	交付目的の正しい設定、同法人の実施する日本語講座事業のみを補助する必要性、合理性を明らかにした上で、同法人の実施する日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討するとともに、市が補助しなければ同法人が事業を実施できないかどうかを検討し、それらの検討結果に基づいて、本補助金を継続する公益上の必要性があるといえるのかを見直しを行い、その結果を書面で明らかにすべきである(指摘)。	R3	交付目的を正しく設定し、補助対象者の要件を定めるとともに、具体的な補助対象経費を記載するなどの交付要綱を改正した。また、現在補助をしている日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討し、本補助金を継続する公益上の必要性があることを書面で明らかにした。
81 昨今の中央卸売市場の状況を考えて、施設使用料を値上げすることも、値下げすること困難という状況は理解し得る。しかし、問題は、施設使用料の算定式において、「変動項目」という個々具体的な状況に鑑みて算出する指数を用いながら、現実の使用料として、個々具体的な状況を見ることが、定額定率の指数を幾度も維持してきたことにある。仮に、値上げをすることも、値下げをすることも困難であるというのであれば、そもそもその算定式を変えるか、あるいは、算定式通りに算出した上で、減免などによるひとつに対応すべきである。	指摘	再整備事業について、場内業者の意見を聴取し整備範囲や整備方法について検討しているが、施設使用料については、燃料費や機械設備の点検業務等の物価上昇の現状を鑑み、必要なコストを反映できるよう令和7年度において検討を行い、他都市状況調査を実施し、当該調査を踏まえ、方針を決定する。	△	経済部	中央卸売市場	211	H18	施設使用料は硬直的であり、過去の改定は資本的支出が行われた際、当該施設の使用料が改定されるにのみとまっている。施設使用料の算定式を構成する一般管理費は、算定後数年程度経過しても、大きくは変動しないと考えられるが、それ以上経過した場合にはコスト構造が変化すると考えらるべきである。よって、施設使用料の算定に一般管理費や売上高附使用料のような変動項目を用いる場合は、数年単位、例えば5年単位で積算し直し、定期的に施設使用料の改定を実施すべきである(指摘)。	H21	日本の経済環境が、昨年より急激に悪化し、市場を取り巻く経営環境が相当厳しくなっています。このような経済状況下で、施設使用料を値上げすると場内業者の経営を圧迫することになり事業継続に多大な影響を与えます。一方、施設使用料を値下げすることは、売上高附使用料が減る傾向にある現状では、市場の収益性を圧迫することになります。以上のことを考慮し施設使用料の見直しを適切な時期に行うように努めます。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和6年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
161	35	21	217

	指摘及び意見	類別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
82	市場外取引に係る事務処理や駐車については、周辺地域の相場を考慮した使用料単価も用意して、周辺地域並みの使用料単価を適用すべきである。	指摘	市場周辺の事務所や駐車場の賃借料についての調査を継続する。令和7年度において、「市場業務条例」を見直すことが想定されるため、使用料単価の見直しを検討する。	△	経済部	中央卸売市場	212	H18	事務所使用料等が低廉に設定されているのは、市場関係者に対して良好な取引環境を提供することによって、円滑な取引活動を促すという趣旨であり、このこと自体には特に問題はない。しかし、平成16年の卸売市場法改正により、卸売業者及び仲卸業者は届出のみによって、市場を通すことなく生鮮食品等の販売が行えるようになったことから、低廉な事務所施設が市場外取引の事務処理の場として利用される危険性が生じている。市場関係者は、事務所や駐車場のさらに民間の代替施設があるものについては、周辺地域の相場を考慮した使用料単価も用意して、市場外取引に係る事務処理や駐車については周辺地域並みの使用料単価を適用すべきである(指摘)。	H21	左記と同様に対処します。
184	問題は、その各部会の活動と、上記各団体の活動が別々になり、各々補助金の交付と上記各団体になされているため、事務に基盤が生じているということ。及び、それらの補助金が、補助金交付規則、補助金ガイドラインなどに照らして、補助金としての適切さに疑問があるということである。自治会連合会との関係性が最も強い市民活動交流センターが主体となっており、自ら所管する、自治会連合会に対する補助金、まちづくり協議会に対する地域創造補助金だけでなく、上記の他の所管課とも、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切である合理的な説明がつかないのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して(補助金、負担金又は交付金、委託料など)、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置するように支援すべきである。地区教会等について、高瀬福祉センター核市の調査を行ったところ、前橋市は、「行政連絡事務事業」「高齢者地域交流事業」「環境美化活動等に伴う事務事業」「生涯学習奨励事務事業」のいずれすかの事業費として使用できる「自治会一括交付金」を交付しているとのこととで、参考にする。	指摘	一括交付金の導入については、地域の実情に応じた課題解決に地域が主体的に取り組むうえで有効な施策であり、本市として導入を進めるべく研究している。一方で、地域側の考えとして、地域の低い手不足等が進行するなか、その導入でさらなる地域の負担増を招くのではないとの意見も出ている。 現在、自治会加入率は約51％まで低下し、また自治会をはじめ各種団体等の地域の担い手不足が喫緊の課題となっている。この課題に対処するため地域コミュニティ活動支援に専従する職員を令和6年度より2名配置し、より身近でより深くサポートできるようにした。 この職員が地域活動に積極的に関わることで、地域役員らの負担軽減を図るとともに、地域が行っている活動の整理統合や経営等業務の一元化を促進することをこの職員の主任務としている。特に持続可能な地域活動の実現には、地域住民の中で事務局機能を担う人材の育成確保が不可欠であり、支援活動を通じて地域コミュニティの強化を図ることで、一括交付金等制度の導入に可能な体制作りを進めていく。 なお、これらの取り組みを踏まえ、協働のまちづくり推進計画2023-2027期間中に整理を行い、次期計画策定時に、一括交付金等制度の導入も含め地域コミュニティの理想的なあり方の実現を目指す。	△	市民協働生活部	市民活動交流センター	65	H13	同一団体に対して、各種の補助が行われているケースについて、統合して支出することを検討されてはどうかと考える。 例えば、自治会連合会および自治会に対する補助金は、市長室から自治会連合会運営費補助金、総合企画部から都市美化推進連絡協議会補助金、消防本部の自主防災組織及び市民消防隊補助金、防災訓練補助金、教育委員会事務局の新成人を祝い助ます会運営補助金、岐阜市自治公民館連絡協議会運営費補助金、地域体育振興会運営費補助金等がありますが、それぞれが少額の運営費補助金であり、補助金交付にあたっての申請書、内部決裁、実績報告書の徴収、交付決定通知等のそれぞれの事務処理負担軽減のためにも検討されてはどうかと考える。	R3	自治会は、住民自治基本条例で位置付けがなされ、また条例で岐阜市が支援することが規定されており、地域における課題の解決や安全・安心な環境を築く重要な役割を担っており、自治会により組織される自治会連合会は極めて公益性が高い団体である。本市の主要な施策を進めるためには、重要な団体であるので、今後も事業補助に切り替えるべきではなく、団体育成補助として行っていく。
189	各公民館の改修計画には、各公民館の利用状況(将来の予測も含む)及び運営コストの観点も採り入れるべきである。	指摘	現在ある公民館個別施設計画を踏まえつつ、令和6年度に施設の健全度が比較的低い劣る公民館を中心に現地調査を行った。 長寿命化改修に際しては、単に建築年次にとどまらず、実際の傷み具合、その維持に伴う運営コストや利用者の高齢化等を踏まえ見直しを行っていることとした。	○	市民協働生活部	市民活動交流センター	118	H24	各公民館のコストの把握について、更新の検討に利用するため、各公民館の総コストを把握すべきである(指摘) 費用対効果が高い公民館から優先的に更新することが適切である。そのためには、公民館ごとの費用及び効果を測定するため、公民館の利用状況のみならず公民館運営のコストも把握する必要がある。その場合は、施設改良に係る費用である減価償却費やその他の関連経費を含めた総コストで把握することが必要である。したがって、公民館ごとの支出のみならず、減価償却等を含めた総コストを把握することが必要である(指摘) また、現在、公民館の収支状況や利用状況について情報公開がされていない公民館のあり方や、数値経営等に留意する観点も、各公民館の収支状況等について開示していくことが必要である(指摘)。	H26	現公民館の耐用年数を概ね50年又は60年とした場合において改修が必要となる公民館及び近年の改修実績を踏まえた総コストについて整理した。今後、これを踏まえ、単年度あたりの財政負担の平準化に留意し、さらに学校との合算なども含めて、計画的で効果的な改修の実施に資する。
190	「社会教育施設としての意義や本市の特性等」というだけでは、監査の結果で提示された問題意識に対して答えたことにならない。「将来、現行の公民館制度の見直し等の必要が生じれば」と語かれているが、監査の結果では、見直しの必要が生じているとされている。監査の結果で提示された問題意識に対して、どのように検討し、どのような根拠で結論を導き出したのかを明らかにした記録を作成すべきである。	指摘	公民館は、地域活動の拠点としての機能を持たせており、福祉・防災・まちづくり等の活動により使用する場合は減免とすることに問題は無いと考えている。 また社会教育の学びの場としてのサークル活動については、一定地域の地域の住民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する活動であり問題はないと考えているが、令和7年度において、今後の減免のあり方について、他都市の減免状況の調査を行い、当該結果に基づき、方針を決定する。	△	市民協働生活部	市民活動交流センター	121	H24	使用料減免制度のあり方について検討することが望ましい(意見)。 公民館登録団体として登録されたクラブサークルの活動であることをもって、全館免除することは、「使用料減免基準」の原則的にないに付ない可能性がある。公民館登録団体は10名以上という定めがあることから、公民館利用者の1人当たりの1回の使用料は最大で130円と少額であること、公民館と同様の目的で使用されているコミュニティセンターの使用料は減免されていないが利用率は公民館よりも高いことから、使用料を減免することによって公民館の利用率が大きく向上しているとは考えにくい。 使用料を減免する効果があるかないかであれば、受益者負担の原則の例外とする必要がないと考えられるため、使用料の免除のあり方について検討することが必要であると考ええる(意見)。	H30	公民館の今後のあり方については、社会教育施設としての意義や本市の特性等をかんがみ、当面現行制度を維持しつつ、地域コミュニティ拠点として地域との更なる連携強化を図っていくの方針を、関係部局と協議の上で決定した。将来、現行の公民館制度の見直し等の必要が生じれば、料金体系を含めた管理体制のあり方をあらためて検討する。
192	措置状況報告書は、地区の人口規模に応ずるような内規に基づくだけでなく、監査の結果には応えていない。監査の結果は、それを前掲に、人口だけにとらわれず、具体的な利用状況、類似の利用がなされている公共施設と併せて、更新計画を検討する必要があるというのである。しかし、市は、岐阜市公共施設等総合管理計画から明らかになった、施設類型ごときの方針を立てており、類似の機能を持つている施設を横断的に検討することをしていない。監査の結果に倣い、公民館と類似の機能を持つている施設を横断的に分析、検討した上で、改修計画を見直すべきである。	指摘	今後、改修する際は、他の公共施設との合算を原則とするなど、公共施設マネジメントの観点から改修計画を見直していくこととした。	○	市民協働生活部	市民活動交流センター	123	H24	公民館の規模について、利用状況に鑑みれば、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はない公民館もあるため、他の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新コストの削減に努めることが望ましい(意見)。 公民館が低利用となった原因となっている下記の3つの理由により、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はないものと考えられ、改修ではなく、他の既存の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新投資額の削減に努めることが必要であると考えられる(意見)。 ①コミュニティセンターとの間、利用にあたっての連携をどこにとり、サービスの重複が解消されれば、公民館について現在の規模での運営が必要ではないとも思っているものと考えられる。 ②公民館の周辺に小学校等、生涯学習や余暇のために利用、代替できる施設が存在するならば、公民館は現在の規模で更新する必要はないものと考えられる。 ③地区人口が少ないうえ、人口に含め合った規模の施設であれば、低利用率という状況は生じないものと考えられるため、更新にあたっては規模に配慮することや、近隣の公民館との統合も考慮すべき事項と考えられる。	H25	公民館を改修するにあたっては、公民館が所在する地区の人口を基本として算定した基準を内規で定めていることから、これに基づいて改修後の公民館の面積を設定することになる。また、改修にあたっては、財政状況を勘案し、実効性や効率性なども留意した上で学校との合算などの手法も採り入れている。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和6年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
161	35	21	217

	指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
96	<介護保険料> 人員不足のことであるが、文書催告を繰り返したり、電話番号を調査したり、電話催告を繰り返したりするよりも、速やかに滞納処分をしたほうが効率的な場合もある。滞納者と納付者の公平性を図ることは重要であり、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。繰越分の収納率が10%を下回っている現状を看過してはならない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというのは問題である。少なくとも、連絡がつかない、納付誓約書を提出しないなど悪質な滞納者については、速やかに滞納処分を実施すべきである。	指摘	滞納者の経済状況を踏まえて納付指導している。 また、令和6年度より、高額滞納者を中心に差押えや執行停止、交付要求等の滞納処分を実施した。	○	福祉部	介護保険課	199	H28	滞納者のうち、納付誓約書を提出しない者など悪質な者については、積極的に、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3	現状では、滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。
97	<介護保険料> 繰越分の収納率が10%を下回っている現状を看過してはならないし、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというのは問題である。まず、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対する催告書の送付については早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、連帯納付義務者に対する滞納処分を実施すべきである。	指摘	連帯納付義務者に対する請求について、催告書に世帯主及び配偶者の連帯納付義務を明示し、記載している。 滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、強制換価手続きが行われる場合に交付要求を行っている。 令和6年度より、高額滞納者を中心に本人への滞納処分を実施したところであり、連帯納付義務者への滞納処分については、その経過を検討し判断するため、当面、実施しない。	×	福祉部	介護保険課	201	H28	滞納処分などにより被保険者から保険料を徴収できないのであれば、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対して、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3	連帯納付義務者に対する請求も必要ではあるものの、現状として、まずは滞納者への納付指導を実施する。なお、現状では滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。
98	<介護保険料> 連帯納付義務者と同様、まずすべて、相続人の住所に催告書の送付については早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、相続人に対する滞納処分を実施すべきである。	指摘	被保険者の住所に遺族宛の催告書を送付するとともに、住所が確認できた相続人には、相続人住所に催告書を送付している。 また、令和6年度より、高額滞納者を中心に執行停止や交付要求等の滞納処分を実施した。	○	福祉部	介護保険課	201	H28	滞納額が高額な案件から、相続人に対して、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3	催告書に、相続人にも納付義務があることを記載するよう改めた。なお、現状では、相続人の調査や滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。
99	<介護保険料> 平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ検中であり、その間も続々と消滅時効にのけてしまっている。不適切な事務といわざるを得ない。早急に適切な方針を決定し、滞納処分、徴収緩和措置などを実行すべきである。	指摘	令和6年度より、高額滞納者を中心に差押えや執行停止、交付要求等の滞納処分を実施した。	○	福祉部	介護保険課	202	H28	実態調査をしないまま、消滅時効にかけて不納欠損する滞納保険料が少なくないことから、不適切な事務処理と指摘されても仕方がない。渡然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事業など一定の基準を設けた上で、実態調査を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	R3	現状では滞納処分を実施できるような人員体制ではないものの、滞納処分を実施することになれば、他部署や他自治体における滞納処分実施の基準を参考に方針を決定する予定である。
108	「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針」(平成25年通知)の「対象者」(就労可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け、本支援が効果的と思われる者)に該当するかどうかを判断すること、該当すると判断できるときには自立活動確認書の作成を求めることを記した事務要綱を作成すべきである。	指摘	令和6年度に「就労支援マニュアル」を策定した。自立活動確認書についても令和7年度中に本マニュアルに組み込む予定である。	△	福祉部	生活福祉一課・二課・三課	138	H27	平成25年通知の適用においては、被保護者による自立活動確認書の作成は出発点である。組織として自立活動確認書の作成を一切求めないということになると、岐阜市において平成25年通知に基づく事務執行はなされないことがその帰結となろう。本来、自立活動確認書は、被保護者の就労自立に向けた主体的な取組のために作成が有用であると考えられているものはずである。被保護者に自立活動確認書の作成を強制することはできないのは当然ではあるが、少なくとも、現状のように一律作成しないという扱いには疑問がある。自立活動確認書の作成を一切求めないという現在の事務執行を今後も継続することが妥当であるが早急に検討すべきである(指摘)。	H28	受給者に就労支援を開始する際には、対象者と今後の活動方針を協議し、「自立活動確認書」を作成させる。
110	回収業の外部委託を検討することが望ましいとの監査の結果に対して、検討していくとの措置状況であるのであれば、検討状況を示すものを残しておくべきである。	指摘	今後、同様の事例があった場合には、適切に対応する。 中核市への照会結果や庁内他課の実施状況を参考に、委託内容や課題、費用対効果等の分析を行い、令和8年度予算化に向けた検討を行う。	△	福祉部	生活福祉一課・二課・三課	139	H27	債権を適正に管理するための体制整備の方策として、回収業務を外部に委託することを検討することが望ましい(意見)。	H28	回収業務の外部委託については、システム改修等が必要など課題も多いため、他都市の状況なども確認しながら外部委託を検討していく。
111	回収率が平成27年度の包括外部監査当時と変わっていない状況からすれば、回収業務の外部委託も含め、回収業務とわけば過年度分の回収業務について、体制、事務要綱など回収のあり方を見直すことが望ましい。	意見	生活保護法第63条及び第78条の返還金について、検討チームを立ち上げ、費用返還や債権管理の内容を含む事務マニュアルを策定した。また、回収業務の委託については、中核市への照会結果や庁内他課の実施状況を参考に、委託内容や課題、費用対効果等の分析を行い、令和8年度予算化に向けた検討を行う。	△	福祉部	生活福祉一課・二課・三課	139	H27	債権を適正に管理するための体制整備の方策として、回収業務を外部に委託することを検討することが望ましい(意見)。	H28	回収業務の外部委託については、システム改修等が必要など課題も多いため、他都市の状況なども確認しながら外部委託を検討していく。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○：措置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△：検 討 中 検討中のもの

×：未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
161	35	21	217

	指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
112	意思表明だけで措置済にすべきではない。しかも、意思表明したことも実施されていなかった。不正受給の件数は減少しておらず、不正受給者からの費用回収も困難な実情からすれば、不正受給の防止に尽力することは極めて重要である。不正受給の件数が減少すること、早期対応し不正受給の金額が減少することを目的とした具体的な対策を実行すべきである。	指摘	課内会議において、各ケースワーカーに対し、被保護者へ届出の義務(生活保護法第61条)について、被保護者に周知徹底するよう指示した。また、令和6年10月に不正受給防止マニュアルを改訂し、生活保護法第78条に対応が要旨となる状況について項目を増やし、早期の対応により被害の拡大を防止する。	○	福祉部	生活福祉課・二課・三課	141	H27	不正受給対策の担当職員以外の職員も、面談や調査の際に、不正受給対策をとる必要がある。上記のとおり、不正受給者からの費用徴収の回収が困難な実情からしても、事前に不正受給を防ぐことは極めて重要である。査察指導員及び所長等幹部職員においては、過去の不正受給事業の問題点の検証などもしながら、マニュアルを実施するための指導、マニュアルを実践するためのツールの作成など、具体的な対策を実行すべきである(指摘)。	H28	不正受給防止マニュアルを適用する中で過去の不正受給事業の問題点の検証等も踏まえ、随時改訂等を行い、有用なものとしていく。
113	措置状況には、告発等を行う基準を設けているとあるが、監査の結果も、かかる基準が不正受給防止マニュアルに記載されていることを前提としているのであるから、指摘に対する回答になっていない。実際にも、1件しか告発がなされていない。不正受給に対する抑止力という意味でも、適切に罰則の適用を求めていくことは重要である。罰則の適用を求めていくための手続を定めた要綱を制定すべきである。なお、告発等を行う基準を設けることは良いとしても、厳しすぎる基準を設けることにより、告発を行わなくてもよいようにすることのないよう、留意されたい。	指摘	令和6年度に不正受給防止マニュアルを改訂し、不正受給に対する徴収金の追算を行う罰則基準を設けた。また、告訴等を行う基準についても見直しを行い、不正受給金額が国の基準と同額となるよう下げるなど、緩和した。	○	福祉部	生活福祉課・二課・三課	142	H27	詐欺罪や法85条に基づく罰則の適用を求めていくための手続を定めた要綱を制定すべきである(指摘)。	H28	「不正受給防止マニュアル」には告発等を行う基準を設けており、不正受給に対しては告発も含め厳正に対処する。
124	市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して(補助金、負担金又は交付金、委託料など)、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。前橋市は、「行政連絡事務事業」「高齢者地域交流事業」「環境美化活動等に伴う事業事業」「若狭学習奨励助事業」のいずれかの事業費として使用できる「自治会一括交付金」を交付しているとのことと、参考になる。	指摘	一括交付金については、自治会連合会を所管する市民協働推進部が、「協働のまちづくり推進計画2023-2027」の期間中に整理を行っており、令和9年度の中期計画策定時に一括交付金等制度の導入も含め地域コミュニティの思想的・方法的の実現を目指して目指しており、その計画に沿った形で、引き続き、検討していくこととする。	△	福祉部	高齢福祉課	75	R2	高齢者に対して敬意を表して、その長寿を祝福することの意義は否定しないが、それを地区敬老会の開催によって達成しようとするのか、祝い品の贈呈によって達成しようとするのか、その他の方法によって達成しようとするのか、その手段に対して公金から補助金を支出する公益上の必要性はあるのか、目的達成のための手段の在り方について再考することが望ましい(意見)。	R3	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。
125	本補助金は国の在宅福祉事業補助金の対象とされており、市が行う助成事業費の1/3が国が補助しているものである。国の「在宅福祉事業費補助金交付要綱」第4条の表によると、補助金の対象経費は「老人クラブ事業の実施に必要な経費費、資金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料」となっている。本補助金の交付要綱では、「各単位老人クラブが実施する社会奉仕活動、教養講座開催事業、健康増進事業、友・愛・三世代交流事業等に係る経費のうち当該事業の円滑な運営のために必要な経費とする。但し、交際費(慶弔費を含む。)、酒類等奢侈にわたる食糧費、単位老人クラブの活動に要する経費として不適当と認められる経費を除く。一方、連合会から提出された、406単位老人クラブの各単の収支決算書及び各各地区の内訳書に記載されている対象経費は、「会議費、活動費、事務諸費、地区老連負担金」になっている。地区老連負担金に相当する経費を含めて、単位老人クラブの収支決算書は、補助対象経費を正しい費用科目で計上させるべきである(指摘)。	指摘	補助対象経費について、令和6年度末に要綱の改正を行い、それに伴い、会議費及び地区老連負担金を対象経費外とする方式に改めた。	○	福祉部	高齢福祉課	88	R2	補助金の交付の対象となる経費は、以下のように定められている(要綱第4条)。各単位老人クラブが実施する社会奉仕活動、教養講座開催事業、健康増進事業、友・愛・三世代交流事業等に係る経費のうち当該事業の円滑な運営のために必要な経費とする。但し、交際費(慶弔費を含む。)、酒類等奢侈にわたる食糧費、単位老人クラブの活動に要する経費として不適当と認められる経費を除く。一方、連合会から提出された、406単位老人クラブの各単の収支決算書及び各各地区の内訳書に記載されている対象経費は、「会議費、活動費、事務諸費、地区老連負担金」になっている。地区老連負担金に相当する経費を含めて、単位老人クラブの収支決算書は、補助対象経費を正しい費用科目で計上させるべきである(指摘)。	R3	決算書提出の際、単位老人クラブに対して補助対象経費を正しい費用科目で計上するよう、指導した。また、年度内に申請書の様式を補助対象経費がどこがが分りやすいよう変更する。
126	意味のない書類を作成・提出されているだけである。何のためにどのような費用を支出したのかを確認できるだけの事業報告書及び収支決算書の提出を受けるべきである。	指摘	補助対象経費について、国補助事業の対象経費と整合するよう、交付要綱を改正し、活動費の内訳が確認できるよう改めた。令和6年度に当該要綱に基づいて補助金の交付手続きを実施した。なお、交付要綱の改正に伴い、各単位老人クラブの事業報告書等を市老人クラブ連合会が取りまとめ、かかる経費を集約した上で、市老人クラブ連合会において事業報告書を作成し、市に提出するよう、運用を改めた。	○	福祉部	高齢福祉課	91	R2	各単位老人クラブの事業報告書及び収支決算書の提出を受けるべきである(指摘)。	R3	老人クラブ事務局より、各単位老人クラブの事業報告書及び収支決算書の提出を受けた。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和6年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
161	35	21	217

指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
128 人員不足のことであるが、文書報告を繰り返したり、電話報告を繰り返したりするよりも、速やかに滞納処分をしたほうが効率的な場合もある。滞納者と納付者の公平性を図ることは重要であり、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。繰越分の収納率が20％前後である現状を看過してはならない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというの問題である。まずもって、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対する催告書の送付については、早く実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、連帯納付義務者に対する滞納処分を実施すべきである。速やかに滞納処分を実施すべきである。	指摘	他課からの情報提供を受け、強制換価手続が行われる場合の交付要求を行っている。 悪質な滞納者については、令和7年度から財産の調査を行う準備をするなど取り組みを進め、令和8年度には滞納処分を実施できるよう取り組み予定である。	△	福祉部	福祉医療課	203	H28	不動産を持っている事業など、滞納処分が可能な案件がないか検討すべきである。最初から、全件、滞納処分を控える方針を採るべきではない。(指摘)。	R3	債権者管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、現状では不動産の滞納処分ができるほどの人員体制ではないので、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。
129 繰越分の収納率が20％前後である現状を看過してはならない。人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというの問題である。まずもって、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対する催告書の送付については、早く実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、連帯納付義務者に対する滞納処分を実施すべきである。速やかに滞納処分を実施すべきである。	指摘	令和6年度も、保険料決定通知書に同封するお知らせや、年6回送付する催告書及び保険料納付済額のお知らせ用紙簡に、連帯納付義務者にも納付義務があることを記載して発送している。 滞納処分については、他課からの情報提供を受け、強制換価手続が行われる場合の交付要求を行っている。連帯納付義務者への滞納処分については、令和8年度に悪質な滞納者への滞納処分を実施できるよう取り組み予定であり、その経過を検討し判断するため、当面実施しない。	×	福祉部	福祉医療課	205	H28	連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、滞納処分などを実施すべきである(指摘)。	R3	債権者管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、まず、滞納者本人への納付指導を実施する。また、本人以外へ滞納処分ができるほどの人員体制ではないので、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。
130 連帯納付義務者と同様、まずもって、相続人の住所に催告書の送付くらは早くは実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、相続人に対する滞納処分を実施すべきである。	指摘	催告書については、被保険者相続人という宛先で、被保険者の住所に以前より送付している。 令和8年度には必要に応じて相続人調査を行い、執行停止を実施するよう、令和7年度から準備を進める予定である。	△	福祉部	福祉医療課	205	H28	費用対効果の見合わない少額滞納者以外は、相続人調査を実施して、相続人に対する納入の通知や督促、催告のほか、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3	全庁的な課題であり、他課と足並みを揃えて対応する。直近の相続人の請求に関しては通知をしており、電話の問合せがあれば、義務があることを説明している。相続人調査に関しては、必要な体制を確保するため人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。
131 平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ検討中であり、その間も続々と消滅時効に付してしまっている。不適切な事務といわざるを得ない。早急に適切な方針を決定し、滞納処分、徴収緩和措置などを実行すべきである。	指摘	他課からの情報提供を受け、強制換価手続が行われる場合の交付要求を行っている。 悪質な滞納者については、令和7年度から財産の調査を行う準備をするなど取り組みを進め、令和8年度には滞納処分を実施できるよう取り組み予定である。	△	福祉部	福祉医療課	206	H28	実地調査をしないまま、また、滞納処分を全く検討することなく、消滅時効にかけて、不納欠損する滞納保険料が少なくないことから、不適切な事務処理と指摘されても仕方がない。漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事業など一定の基準を設けた上で、実地調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである(指摘)。	R3	今年度も、滞納金額の大きい、または、年数の長い案件を中心に文書催告を実施して、納付誓約書の徴収、分納の指導を行った。また、電話催告や、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨戸訪問も絞って実施した。その中で、滞納理由等を把握して、対応を検討する。
146 各自主防災隊(団)に対する補助金は、年1回の防災訓練の経費に限られるものではない。防災普及啓発費、防災研修費、防災資機材費、防災施設費もある。各自主防災隊(団)の活動は、地域の特性があるはずである。防災体制の確立及び強化という補助金の交付目的から、評価基準を設け、その達成度を、各自主防災隊(団)ごとに評価することが望ましい。	意見	地域の実情に応じた補助金の活用等を踏まえ「地域防災コミュニティ計画」作成に各自主防災隊が取り組んでいる。 令和6年度に能登半島地震を踏まえ岐阜市の災害対策の検討を行い、検討結果について、自主防災組織連絡協議会の中で各自主防災隊に対し共有を行った。令和7年度において、その結果を各自主防災隊の「地域防災コミュニティ計画」に反映させるように取り組む予定である。 評価基準を検討するにあたり、当該計画を活用する。	△	危機管理部	危機管理課	81	R2	アウトプットは、補助対象事業により算出された活動であるから、補助金交付件数(＝自主防災隊の数)を指標にするのは不適切である。適切な指標を用いることが望ましい(意見)。	R3	それぞれの事業評価シートにおいて、補助対象によって算出した活動を指標とするよう改めた。
147 自主防災隊の育成支援を行う必要があるというが、自主防災隊は、構成員すらよくわかっておらず、団体としての実体に乏しいことから、育成以前の問題である。補助ではなく、事業補助にすることによって、一生涯懸命やるところとそうでないところとを差別して、地域防災組織を育てようとするの概念があるとのことであるが、その論理は不明である。地域の防災組織の水準を一定に保たないという点と、世帯数を基準に補助金額を決めることは矛盾している。自治会連合会とは別の団体として自主防災隊という団体に対して補助金を交付するのであれば、まずもって団体としての実体を確立させるべきであるが、実施に際すのであれば、市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管部署とともに、事業に要する経費を補助金の補助金を交付することが適切であるものの、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつかないのでこれを分析整理した上で、取組は事業補助として、後者は総合して(補助金、負担金又は交付金、委託費など)、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。地域の防災組織の水準を一定に保たないということであれば、金額については、世帯数を基準にするのではなく、その水準に基づいて算定すべきである。	指摘	各自主防災組織において、従来より備えている規約、名簿、防災計画、活動マニュアルについて、能登半島地震を踏まえ見直しを行うよう、自主防災組織連絡協議会の中で普及を行い、地域の防災訓練等に反映させた他、現状に合わせて規約、防災計画、活動マニュアルの改定及び名簿等の最新の状態への更新に着手させた。令和7年以降、計画、名簿等の提出を受けて、令和9年度までに計画等の改定及び名簿の最新状態への更新の態勢を確立する。 なお、補助金の交付基準や方法等については、令和5年度から開始し、令和9年度までに関係部局と引き続き協議・検討する。	△	危機管理部	危機管理課	82	R2	市は、本補助金を団体育成補助金としているが、団体の構成員や規約も、団体としての収支状況や財産状況も把握していない。 各自主防災隊(団)に対する補助金の額は、自主防災組織活動事業については、均等割の132,000円に、世帯割として6,617,000円×(当該自治会連合会地区の世帯数/市の総世帯数)により算出される額を加えて算定した額を交付し、自主防災訓練事業については、一律で60,000円を交付しており、交付要綱で限度額としている額をそのまま交付している。均等割の132,000円や世帯割の6,617,000、一律60,000円に根拠はない。各自主防災隊(団)は、この補助金ありきで予算を組み、不足する分を自治会連合会からの負担金とし、当該事業の収支を合算している。 岐阜市自主防災組織連絡協議会に対する補助金の額は、限度額の814,000円をそのまま交付している。金額の根拠はない。 事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額を根拠のない固定額と世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した具体的な補助対象事業と補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定した上で、各自主防災隊(団)及び岐阜市自主防災組織連絡協議会から、補助対象事業に必要な額を積算した予算書を提出し、補助の必要のある額を交付するようにすべきである(指摘)。	R3	令和3年8月に施市の状況に関する調査を実施した。自主防災隊の事業を実施するうえで補助の在り方が重要となるため、補助対象者の意見を踏まえ引き続き検討する。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
161	35	21	217

	指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
152	行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、連帯保証人への請求をすべきである。	指摘	令和7年2月に過去修繕料の納付が確認できない者(12名)に加えて、その連帯保証人(23名)へ請求を行った。	○	まちづくり推進部	住宅・空家対策課	147	H28	連帯保証の効力は、修繕料支払義務にも当然及ぶものと考えられるところ、例外事由がない限り、地方自治法施行令第171条の2第1号に基づき、連帯保証人に対して履行を請求すべきである(指摘)。	H29	連帯保証人への請求を行うこととした。
153	行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、徴収停止措置を講じることを検討することが望ましい。	意見	令和6年度における検討の結果、事例が発生した場合は、岐阜市が定めた「徴収停止の基準」に基づき、徴収停止措置を講じることとした。	○	まちづくり推進部	住宅・空家対策課	147	H28	債権の回収に向けた措置を講じることが困難な事情がある場合には、徴収停止措置を講じることを検討することが望ましい(意見)。	H29	全庁的な徴収停止の取扱いに倣い措置を講じる。
156	監査の結果は、用途廃止の方針を決定してはいるが、用途廃止がなされていない実態を問題視し、用途廃止のルールを整備した上で、ルールに則り、用途廃止を実行することを求めているものである。市営住宅の現状に鑑みても、用途廃止に係るルールを整備すべきである。	指摘	令和7年3月に用途廃止に係るルールを整備した。	○	まちづくり推進部	住宅・空家対策課	152	H24	用途廃止の方針が決定している市営住宅について、市営住宅の用途廃止に係るルールを整備し、適時、用途廃止を行うことで、公有財産の有効活用を図ることが望ましい(意見)。 今後、用途廃止の方針が決定した市営住宅について、空室率が一定の基準に達した場合には、猶予期間を設けた上で完全撤去するなど、市営住宅の用途廃止に係るルールを整備し、適時、用途廃止を行うことで、公有財産の有効活用を図るべきである。用途廃止とせず行政財産としてまわすり推進部で保有し続ける場合であっても、空室率が高まった物件については、需要が高まっている高齢者向け住宅への変更等、公有財産の有効活用を図るための将来計画を策定すべきである。	H25	市営住宅の用途廃止に係るルールとして、募集停止及び用途廃止計画に基づき、用途廃止の方針が決定している市営住宅を募集停止した後、住替え事務処理要領により、住替え協力を依頼している。住替えにより空き家になった住宅については、用途廃止の手続きを行った後、解体する。平成24年度は同要領に基づき3戸の住替えを行った。なお、市営住宅の用途廃止に係る措置として、個別訪問等により住替え住宅の入居者の要望や意向を把握して、住替え事業を効果的に実施している。
157	本郷ハイヴ、リバーサイド菅生について、公営住宅への用途変更によって空室率を減少させるか、建物自体を民間譲渡する等、中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討し、その過程を記録に残しておくべきである。	指摘	これまで実施してこなかった対策で、かつ早期対応が可能な対策を住宅供給公社とともに検討した結果、令和6年度より、本郷ハイヴとリバーサイド菅生について、広報さふや市公式ホームページを活用した周知、住宅供給公社窓口での相談を強化することで、少しでも空室率の減少に繋がるように努めている。 また、本市における中堅所得者向け住宅の将来的なニーズを、令和13年度に策定予定の次期住宅マスタープランにおいて詳細に検証し、同プランの中で示された方向性に基づきこれらの住宅の抜本的なあり方を決定する予定である。	○	まちづくり推進部	住宅・空家対策課	153	H24	特定公共賃貸住宅及び特別市営住宅について、有効活用のため空き室率の高い中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討する必要がある(指摘)。 今後は、公営住宅への用途変更によって空室率を減少させるか、建物自体を民間譲渡する等、岐阜市における中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討すべきである。	H26	空き室率の高い市営住宅を有効活用するため、平成26年3月に条例の一部を改正し、特定公共賃貸住宅を公営住宅に準じた低額所得者向け住宅(準公営住宅)に用途変更できるようにした。なお、空室率の高いハイヴ島特定公共賃貸住宅を平成26年4月1日付で準公営住宅に用途変更する予定である。
158	行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、連帯保証人の請求をすべきである。物理的に不可能であるのであれば、可能にする体制にすべきである。	指摘	連帯保証人に対し、令和6年度に土地貸付料の請求を行った。	○	まちづくり推進部	住宅・空家対策課	210	H28	例外事由がない限り、地方自治法施行令第171条の2第1号に基づき、連帯保証人に対して履行を請求すべきである(指摘)。	H29	連帯保証人への請求を行うこととした。
159	行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、延滞金の請求をすべきである。物理的に不可能であるのであれば、可能にする体制にすべきである。	指摘	土地貸付料の延滞金について、令和6年度中に請求を行った。	○	まちづくり推進部	住宅・空家対策課	210	H28	延滞金が発生している以上、その徴収は義務であり、延滞金を減免する事由がなければ、延滞金を請求すべきである(指摘)。	H29	延滞金の請求を行うこととした。
160	年に1度しか発注しない業務委託であることから、最低数しか指名しないことの必要性や合理性は見いだせない。上記のとおり、直近5年間においても、指名の数には偏りがあった。「特定の者に偏ることのないよう均等な指名」をするためには、当該業者を指名しない特段の理由がない限り、資格のある者すべてを指名するか、その数しか指名しないことの必要性と、それでも「特定の者に偏ることのないよう均等な指名」であるといえるだけの理由を明記しておくべきである。	指摘	令和6年度は、指名業者数を増やして入札を実施した。 理由の明記については、建設工事と異なり公表する規定がなく、上下水道事業部として公表するかどうかさらに検討する必要があるため、令和7年度において公表に関する規定等を設けるかどうか方針を決定する。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	159	H17	縦割水系の漏水調査業務では地域別に5つに分割して発注し、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数で入札させている。 指名業者数は合規性の点では問題がないが、どのような基準により入札参加者を選定したのか明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させることが望ましい。よって、13社すべてを入札に参加させることを検討すべきである。 また、経済性の観点から、地域ごとに5分割して入札を行うのではなく、なるべく1つの契約として入札を行うべきである。業務を細分化した場合、スケールメリットが働かず、落札金額が高くなる恐れがある。地域ごとに分割しているのは調査業務を早く完了させるためとどこであるが、5分割ではなく4分割や3分割で入札を行うなど、少しでもスケールメリットを発揮しやすする工夫をするべきである。 また、漏水防止工事実施のため調査業務を早く完了させたいのであれば、6月に行っている入札を4月あるいは5月に行うことも調査業務を早く完了させることができる。経済性を考慮した入札方法を検討することが必要である。	H19	漏水調査業務委託の発注については、上半期の早期に発注することにより漏水箇所を発見し、漏水防止工事を速やかに発注できるようにするものです。 また、平成18年度から、水系、配水管延長、給水間検数、期間等を考慮し、経済性のすぐれた発注方法により対応しました。次年度以降も同様とします。 指名業者については、近隣業者を中心に廣瀬まで指名しており、問題はないと考える。
166	競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、一者随意契約の理由を公表すると望ましい。これは、他多くの地方自治体で実施されている。これにより、一者随意契約の理由を具体的に説得的に記載するよう意識づけることもできる。	意見	委託に関する一者随意契約の理由の公表については、公表する規定がなく、上下水道事業部として公表するかどうかさらに検討する必要があるため、令和7年度において公表に関する規定等を設けるかどうか検討の上、方針を決定する。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	172	H17	一者随意契約理由書における「入札に達しない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。具体的な理由を明記に記載する必要がある(指摘)。	H18	随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようにした。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のも

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和6年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
161	35	21	217

	指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
167	監査の結果に対する回答になっていない。あくまでも競争入札が原則であり、No. 1～No. 8の業務についての一者随意契約の目的からすれば、見直しをすることが予定されるべきである。岐阜市合理化事業計画に従って見直しを行う際には、順次競争性を重視した内容に移行して行く必要があることを念頭に置き、その検討過程を明らかにしておくべきである。	指摘	令和7年度における岐阜市合理化事業計画の見直しを行うに際しては、当該計画の業務内容の競争性について、検討していく。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	173	H17	法律等で限定されていることによる一者随意契約についても順次競争性を重視した内容に移行していくことが望ましい(意見)。 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法を受けて、岐阜市は、平成8年8月に、し尿処理業者と岐阜市における合理化問題に関する協定書1を交わしており、これに基づき法律上限定され一者随意契約が交わられている。協定書の文中、合理化事業計画は10年単位毎に策定することとされており、近(新)たな合理化事業計画を策定することになる。この措置法の対象とされる業務は今後も下水道の普及により長期にわたるものの、順次競争性を重視した内容に移行していくことが望ましい。	H19	現状で問題はないと考えている。
168	岐阜市上下水道事業部契約規程第29条ただし書きでは、そのように規定されている(岐阜市契約規則も同様の規定である)といへ、少額随意契約(企業法施行令第21条の14第1項第1号)の場合以外の随意契約では一律に複数見積もりを徴収しないというのは、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、望ましいものではない。企業法施行令第21条の14第1項第2号から第9号までのいずれかに該当する場合であっても、契約の性質又は目的により必要がないと認められる場合を除き、2人以上の者から見積書を徴収することが望ましい。	意見	少額随意契約(企業法施行令第21条の13第1項第1号)の場合以外の随意契約をする担当課に参考し2者以上の見積を徴収するように指導の上、徴収した事を確認した。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	174	H17	政策的な理由(高齢者の就職支援等)による一者随意契約についても、競争性を確保するため、2人以上の者から見積書入手することが望ましい(意見)。 一者随意契約とすることは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第7号の趣旨に照らして疑問であり、岐阜市上下水道事業部契約規程第29条第1項に従って、なるべく2人以上の者から見積書を徴収することが必要であったと考えられる。なお、平成16年11月の地方公営企業法施行令の改正により、高齢者の就業支援を行う団体から上下水道事業部管理規程で定める手続により役務の提供を受ける場合には随意契約を行うことができることとなったが、競争性を確保する観点からはなるべく2人以上の者から見積書を徴収することを検討することが望ましい。	H19	岐阜市全体の政策に基づいて設立された団体と民間業者を競争させることは望ましくないと考えている。
169	岐阜市上下水道事業部契約規程第29条ただし書きの規定(岐阜市契約規則も同様の規定である)は、少額随意契約(企業法施行令第21条の14第1項第1号)の場合以外の随意契約では一律に複数見積もりを徴収しないという望ましくない運用を容認するものであるから、見直すことが望ましい。	意見	研修会等で少額随意契約(企業法施行令第21条の13第1項第1号)の場合以外の随意契約でも、2者以上で見積を徴収できる場合は徴収するように指導した。そのうえで政策的な理由(高齢者の就職支援等)から、各担当課が判断し契約するものであり、規程の見直しまでは必要ないとする。	×	上下水道事業部	上下水道事業政策課	174	H17	政策的な理由(高齢者の就職支援等)による一者随意契約についても、競争性を確保するため、2人以上の者から見積書入手することが望ましい(意見)。 一者随意契約とすることは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第7号の趣旨に照らして疑問であり、岐阜市上下水道事業部契約規程第29条第1項に従って、なるべく2人以上の者から見積書を徴収することが必要であったと考えられる。なお、平成16年11月の地方公営企業法施行令の改正により、高齢者の就業支援を行う団体から上下水道事業部管理規程で定める手続により役務の提供を受ける場合には随意契約を行うことができることとなったが、競争性を確保する観点からはなるべく2人以上の者から見積書を徴収することを検討することが望ましい。	H19	岐阜市全体の政策に基づいて設立された団体と民間業者を競争させることは望ましくないと考えている。
172	固定資産取得時における台帳の記載方法について、将来、適切な除却額の評価ができるような記載方法に改め、除却金額の算出根拠が明確となるようにすることが望ましい。	意見	現行の財産管理を目的とする固定資産管理システムには、資産情報を詳細に登録する機能がないことから、維持管理を目的とする、別の固定資産管理システムがある場合は、前者のシステムで採番した番号に加え、除却額の算出の際に参考とする設計書等、詳細な資産情報を後者のシステムに登録することとし、資産番号を共通項目として、固定資産の帳簿価格、除却額を適切に算出していく。 また、管路の除却については、R6年度にマニュアルを策定しており、その除却額の算出方法について、同一年度に実施した包括外部監査において、一定の合理性がある旨、評価を得ていることから、当該マニュアルに沿って帳簿価格、除却額を適切に算出していく。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	176	H13	固定資産の一部除却において除却金額の算出根拠が明確になっていません。これは、固定資産取得時の台帳の記載が将来の除却等を考慮しないで行われていることによるものであり、適切な除却額の評価ができるような内容の記載が必要と考えます。	H14	どの部分が一部除却対象となるのか推測することは、非常に難しいところではありますが、できる限り適切な除却が可能となる資産計上に努めます。
174	人手がいないことは正当な理由にはならないため、必要に応じて、支払督促等の訴訟手続を利用して債権回収を図ることが望ましい。	意見	ガイドラインに基づき、強制執行手続のフローチャートを作成した。これにより、令和7年度より支払督促等の訴訟手続を利用して債権回収を図る。	△	上下水道事業部	営業課	178	H28	給水停止では回収できない場合には、支払督促等の訴訟手続を利用して債権回収を図るべきである(指摘)。	R3	債権管理調整会議で策定した基本指針に基づいた債権回収については実施に至っていない。人的体制を含めて引き続き検討していく。
175	一律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分することなく債権回収措置を講じるとし、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後不納欠損処分を行う運用にすべきである。	指摘	債権放棄の処理基準を令和6年度に改定した。徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後不納欠損処分を実施した。	○	上下水道事業部	営業課	179	H28	一律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分することなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後不納欠損処分を行う運用に改めるべきである(指摘)。	R3	不納欠損処分及び回収を含めた債権管理の運用について、引き続き部内で検討中である。
196	費用の支払方法を変えたとしても、その支出の必要性、有効性が認められなければならないことには変わりがない。このように、なすべきことを回避するような姿勢は、大に問題である。支出の必要性、有効性が認められると判断した根拠を記録に残すべきである。なお、市の考えている効果は、果たして市民に理解されるものかどうか、再考していただきたい。	指摘	・令和6年度「ふろさと大好き鶴岡事業」の児童の参加率は89.8%であった。大雨・増水で鶴岡中止になった学校も鶴岡観光船事務所と調整を行い代替日に乗船することができ、市内全46校が乗船体験を行うことができた(中止になった学校からも「代替日を決めて乗船したい。」と希望があった)。 ・乗船乗船の日当日のイベントとして終わるのではなく、「ぎふMIRA's」における学習の一環として事前学習～乗船～事後学習とつなげて学ぶことができるように各学校に提案を行った。 ・実施したアンケートでは、「鶴岡」体験が楽しかったと答えた児童が98%。岐阜市の伝統文化である「鶴岡」を今後より大切にしたいと答えた児童が98%であった。また、「鶴岡」は児童にとって岐阜市に愛着や誇りを感じる体験になったと回答した教員が98%であった。記述の回答としては、「今後も受け継がれていくことがすごい。これからも大切にしていきたい。」「岐阜市の鶴岡を全国に広めたい」等あり、岐阜市の代表的な歴史遺産である「長良川鶴岡」を子どもたちに体感することは、シビックプライドの形成・醸成に大変有効であると考えられる。	○	教育委員会	学校指導課	91	R2	「小学生に鶴岡体験を体験させる」という手段と「ふろさ」を理解し、愛する心を養う」という交付目的に照らし、補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金の妥当性を判断し、その記録を残すべきである(指摘)。	R3	令和4年度より、教育委員会から費用の一部を鶴岡観光船事務所に直接支払う方法に改めた。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
161	35	21	217

指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
211 措置状況では、食材を学校毎に購入するよりと書かれているが、岐阜市学校給食会を通じて購入する場合だけでなく、市が直接業者から調達する場合であっても、学校毎に購入するよりも効率的かつ経済的であるという観点でいえば変わらないのであるから、それだけをもって学校給食会に対する補助の必要性が認められることはない。役員報酬をはじめとする学校給食会の運営に係る経費は、学校給食会という法人が存在することによって発生するものである。学校給食会が存在しなければ発生しない費用、保護者が負担しなくても済む費用である。少なくとも学校給食会が存在することによって発生する経費を保護者に負担している現状を検討する必要があることは、市も認識していると考えられる。保護者に負担させないこととすると、学校給食会には自主財源がないのが現状であるので、市から約200万円を拠出して学校給食会を運営維持させるしかない。学校給食会を存在させることによって発生する経費と、学校給食会を存在させない場合に発生する費用を具体的に算出し、順次分析した上で、物質調達のあり方、学校給食会のあり方、学校給食会に対する補助のあり方について、総合的かつ具体的に見直し、その検討過程を記録に残すべきである。	指摘	調査により、中核市の学校給食会における食材調達方法及び食材調達団体の状況を把握した。今後も他市事例を参考にしながら、市が直接業者から調達する場合の効率的な食材調達方法等をはじめ、指摘事項について総合的に比較検討を行う。また、学校給食会を存続させる場合と、学校給食会を存在させずに市で直接調達する場合の費用を人件費、その他費用等具体的に算出し、令和8年度に小学校を先行して給食費無償化を目指す国の動向とその影響を踏まえつつ、令和7年度を目途に現行の調達方法等に関して検証する。	△	教育委員会	学校安全支援課	109	H22	補助金の対象となる職員の人件費に対して、補助の根拠となる計算式が明確になっておらず、また、これまでの補助金額が一定金額で推移してきたことから、見直しが行われてきたとはいえなかった(意見)。	H23	学校給食会による給食物資の一括購入は、学校間での給食の質を均一化するとともに、食材を学校毎に単独購入するより効率的かつ経済的であることから、これを実施するための学校給食会への補助は必要だと判断している。また、補助金額については、市の予算の範囲内において設定しているが、他都市の状況も調査し、引き続き検討をしていく。
213 公会計化の課題を検討することはもちろんのことであるが、それだけで否定的な方向にしか向かわない。それ以前に、現状の課題や問題点を詳細に把握し、その解決方法を検討し、その経道を資料として残すべきである。文部科学省の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」も、平成30年度に実施した「学校給食費の徴収・管理業務の改善・充実に関する調査研究」を踏まえたものである。また、令和3年2月付け「学校給食費の公会計化の推進と学校徴収金の在り方について」について、どのような考え、どのような取り扱いかも、明らかにすべきである。そのうえで、何年も調査研究を継続するのではなく、スケジュールを立てて集中的に検討し、適切な時期までに明確な方針を決定し、改善策を実施していくべきである。	指摘	本市の課題に対する現在の状況を把握するとともに、先行事例および新たに制度を導入する自治体に対し、人員や組織体制などの人件費やシステムに関する経費等の調査・研究を進め、各市の課題や取組状況を把握した。令和8年度に小学校を先行して給食費無償化を目指す国の動向を踏まえつつ、令和7年度を目途に公会計化に関する方針を決定する。	△	教育委員会	学校安全支援課	115	H26	学校給食費について、私会計を採用することは、違法とまではいえないと考えるが(横浜地方裁判所平成26年1月30日判決においては、学校給食法は、会計制度につき公会計、私会計のいずれかを探るかは地方公共団体の裁量に委ねていることから市が私会計を採用することは違法ではないと述べた)。また、公会計導入にはコストの問題もあり、しかしながら、各学校長の負担、未収学校給食費の強制的徴収が事実上できないといった観点からは、私会計のデメリットは大きいと考える。公会計にすれば、市は、学校給食費の徴収責任主体として、必要な措置を講じなければならず(地方自治法第240条第2項参照)、法的措置も視野に入れることで、保護者間の不公平感をなくす対策を策断に講じることが可能となる。昨今、公会計を導入したり、あるいは、導入に向けて動いている自治体が多く見られるようである。以上より、市は、学校給食費の公会計導学校給食費の公会計導入を検討すべきである(指摘)。	R3	公会計化に伴う諸課題について、先行自治体の事例調査や関係 部局との協議等を行うなど、調査・研究を行っている。
215 公募しているにもかかわらず、依然として新たな申請がないのは、やはり、要件が実情に合っていないこと、広報が不足していることが原因である。市が新たな申請がないことを問題視しないのであれば、市としては、本補助金を既存の団体にしか交付するつもりがないにもかかわらず、建前上、交付対象団体を限定せず公募しているだけと受け取らざるを得ない。本補助金によって、市内においてボランティア活動、地域貢献活動又は青少年の健全育成に寄与する活動を行っている団体を支援して、青少年の健全育成を図るものが本当にあり、新たな補助金交付団体が生まれるよう、要件や広報のあり方を見直すべきである。もし見直しをしないのであれば、説明責任、透明性の観点から、青少年各種団体運営費補助金などといった新たな公募口を設けていくかの可否を既に検討するのではなく、実態に即して、特定の団体を支援する補助金であることを明らかにすべきである。	指摘	事業補助金として、要件について整理し、公平性に留意して交付要綱を改正した。また、令和6年度に新規団体から申請の相談を受けており、令和7年度は申請を受ける予定である。	○	教育委員会	社会・青少年教育課	55	R2	市のホームページにおいて公募しているにもかかわらず新たな申請がないのは、補助金交付対象団体の要件が実情に合っていない可能性も考えられる。補助金交付対象団体の要件や広報の在り方について再検討することが望ましい(意見)。	R3	要件は青少年の健全育成という目的に対し設定されている。また広報について、担当課のホームページだけではなく、行政改革課の補助金一覧のホームページにも掲載した。